



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

ミャンマー連邦共和国

連邦議会

労働組合法

(連邦議会 法律番号 7)

1373 年ビルマ暦 ディティンチュ月満月前 14 日

(2011 年 10 月 11 日)

前文

ミャンマー連邦共和国憲法第 24 条に基づき、労働者の権利を守るため、労働者間又は雇用主と労働者間の良好な関係を築くため、又は労働組合などを体系的及び自主的に結成して行うため、連邦議会はここにこの法律を制定する。

第 1 章

表題、施行及び定義

1.
 - (a) この法律を労働組合法と呼ぶものとする。
 - (b) この法律は大統領が命令通知で規定する日に施行されるものとする。

2. この法律に含まれる次の表現は以下で付与される意味を有するものとする。
 - (a) 労働者とは、日雇い労働者、短期労働者、農業労働者、家事労働者、公務員、実習生を含む経済活動又は生活のため自ら労働を行う者を意味する。但し、軍人、ミャンマー警察官又は陸軍の統制下にある武装組織などは含まれないものとする。
 - (b) 雇用主とは、ある事業で、関連する労働契約により、相互に同意した賃金で労働者の一人又はより多くの労働者を雇用し、直接的又は間接的に経営、監督及び管理をなし、労働者に賃金を支払う責任がある者を意味する。この表現に、雇用主の合法的管理職の代理者も含まれるものとする。
 - (c) 事業及び組織とは、ミャンマー連邦共和国国内における、国有の又は私有の工場、作業場、企業及びそれらの製造業、建築業、リフォーム事業、産業、交通業、サービス業又は他の職業を意味する。この表現に、政府部門や組織も含まれるものとする。
 - (d) サービス業は、公益事業及び非公益事業を含む。
 - (e) 公益事業とは下記の事業を意味する。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (1) 交通業
 - (2) 港湾業務及び港湾荷役事業
 - (3) 郵便、テレックス、又はファックス事業
 - (4) 情報通信技術に関する事業
 - (5) 国民のための石油又は石油製品流通事業
 - (6) ごみ処理及び生活衛生事業
 - (7) 国民に対する電力又は燃料エネルギーの生産、送電及び配電事業
 - (8) 国民の金融サービス事業
 - (9) 連邦政府により国民に有益なサービスであるとしてその時により規定された事業
- (f) ロックアウトとは、雇用主と労働者の争議で和解ができない場合、雇用主が作業所などを一時閉鎖し、業務を一時停止し、又は労働者の就業を拒否することを意味する。
- (g) ストライキとは、雇用主と労働者の争議で和解ができない場合、社会的又は職業的な事項で、一部の労働者又は全ての労働者が決定して作業を停止し、作業をすること又は作業を継続することを拒否すること、作業を減速すること、又は多くの労働者の同意により生産又はサービスを減少させる団体行動を意味する。この表現には、労働者の生命又は健康に対して突然かつ重大な危険性が生じる旨合理的に判断しうる場合に、職場から離れるこれらの権利は含まれないものとする。
- (h) 労働組合とはこの法律により構成する基本労働組合、地域労働組合、管区又は州の労働組合、労働連盟及びミャンマー労働連盟を意味する。
- (i) 実行委員会とは各労働組合の実行委員会を意味する。
- (j) 調停委員会とは貿易紛争法により構成する町区調停委員会を意味する。
- (k) 基金とはある労働組合でこの法律により設立する基金を意味する。

第2章

労働組合の構成

3. ある事業又は組織で勤務するため現行法に規定された年齢に達した各労働者は：
 - (a) 自らの希望で、労働組合の一員として参加し、また脱退することができる。
 - (b) 関連する事業又は組織によって構成される労働組合のみに一員として参加できる。
4. 労働者及び雇用主の利害関係を保持するため、労働組合の多様なレベルを構成する際：
 - (a)
 - (i) 基本労働組合は、事業又は組織類により関連する事業又は組織で勤務する労働者、最低30名により構成することができる。労働者が30名を超えない事業又は組織の場合、他の同様の事業又は組織とともに構成することができる。
 - (ii) このような構成の場合、関連する事業及び組織における労働者全体の少なくとも10%以上の者により賛成されなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (b) 地域労働組合は、事業又は組織類により関連する地域内において、全体の少なくとも10%以上の基本労働組合により賛成された場合に、構成することができる。
 - (c) 管区又は州の労働組合は、事業及び組織類により関連する管区又は州内において、全体の少なくとも10%以上の地域労働組合により賛成された場合に、構成することができる。
 - (d) 労働連盟は、事業又は組織類により管区又は州内において、全体の少なくとも10%以上の労働組合により賛成された場合に、構成することができる。
 - (e) ミャンマー労働連盟は、事業又は組織類により構成される、全体の少なくとも20%以上の労働連盟により賛成された場合に、構成することができる。
5. 労働組合は、自らの名称、公印及び永久継承権並びに提訴及び提訴される権利を保持する。
6. ミャンマー労働連盟及び労働連盟は、法律により構成された組合、他の労働連盟、国際労働機関（ILO）又は他の外国の労働連盟と相互接触する権利がある。また、国際労働同盟及び国際労働連盟などとも提携しうる。
7. (a) 基本労働組合の実行委員会の委員は最少で5人以上、奇数で選任、構成されなければならない。
- (b) 地域労働組合、管区又は州の労働組合、労働連盟などは、実行委員が最少で7人、最大で15人、奇数で構成されなければならない。
- (c) ミャンマー労働連盟は、実行委員が最少で15人、最大で35人、奇数で構成されなければならない。
8. 雇用主は、この法律に従い、同時に組織することができる。

第3章 登記

9. (a) 主任登記係はミャンマー共和国の大統領によって任命される。
- (b) 郡区登記係は、主任登記係によって任命される。
10. 関連する労働組合は、自らの組合に適用されうるこの法律に含まれる条項に従い、以下の事実を含む労働組合の規約や規則を、構成員の過半数の承認を得て制定しなければならない。
- (a) 労働組合の名称
 - (b) 労働組合を構成する目的
 - (c) 労働組合の会員の精査、会員としての許可、認識証明書の発行、会員の辞任などに関する事項
 - (d) 実行委員の選挙、委員の解任及び辞任などに関する事項



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (e) 会議の開催に関する事項
 - (f) 基金の設立、維持及び支出に関する事項
 - (g) 毎月及び毎年度の基金にかかる会計検査
11. (a) ミャンマー労働連盟及び労働連盟以外、ある労働組合の実行委員は、関連する郡区記録係に、自らの組合規則の定めに従い、共に提出し、企業又は事業により、労働組合として登記しなければならない。
- (b) (a)項により登記する際、基本労働組合の場合、関連する労働組合について構成規則に同意する旨署名する様式、又は地域労働組合及び管区又は州の労働組合の場合、関連する労働組合の実行委員が構成規則に同意する旨署名する様式も、共に提出しなければならない。
12. ミャンマー労働連盟及び労働連盟の実行委員会は、主任登記係に、自らの組合の規則を定めに従って提出し、事業及び組織類により、ミャンマー労働連盟及び労働連盟として登記する。また、このような登記をする際、関連する労働組合の実行委員が構成規則に同意する署名する様式も、共に提出しなければならない。

第4章 実行委員会の義務

13. 実行委員会は、関連する労働組合の基金を維持しなければならない。
14. 実行委員会は、毎月徴収する基金、その他の基金及び支出の会計を月次決算及び年次決算をする。また、会計年度が終了する毎に、労働組合の年次決算を関連する郡区登記係に、ミャンマー労働連盟及び労働連盟の年次決算を主任登記係に、必ず提出すること。
15. 事業又は組織類により登記する労働組合が統合する場合、又は統合した労働組合から離脱する場合、労働組合の規則に従って、関連する実行委員の過半数の承認を得て、関連する郡区登記係に提出しなければならない。
16. 実行委員会の業務は次のとおりである。
- (a) 労働者を代理すること
 - (b) 労働者の権利と利害を保護すること
 - (c) 労働者の職務について知識を高めること
 - (d) 生産性の経済的発展を支える品質を改善し、能力が高い労働者を生み出すため、職業訓練及び技能トレーニングなどを行うこと
 - (e) 協同組合、住宅、福祉、類似した目的を含む、労働組合及びその委員のために利害がある



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

事業を行うこと。

第5章

労働組合の権利及び業務

17. 労働組合は、関連する規則の制定、代理人の選挙、管理及び業務、又は計画を自由に行う。労働者が労働に関する法律の権利を得られない場合、労働組合は雇用主と調停を行う権利がある。同意を得られない場合、関連する法律に従い雇用主に要求する権利がある。
18. 雇用主が、ある労働者を解雇する際、解雇することの原因について、労働組合員である場合、労働組合での行動に関連する場合、又は労働法などに従わないと思われる場合、この労働者を再雇用するよう雇用主に要求する権利がある。
19. 労働組合は、雇用主及び労働者の紛争を調停委員会が解決する場合、労働者代理人を参加させる権利を有する。同様に、各レベルの労働組合の代理人で構成する調停裁判所にも代理人を参加させる権利を有する。
20. 労働法などの労働者の権利及び利害に関して、政府と雇用主及び要求をなす労働者で協議をする際、労働組合の代理人もまた論議する権利がある。
21. 労働組合は、労働法などに従って労働者の団体交渉を解決する場合、これに参加する権利がある。
22. 労働組合は、会議を開催し、ストライキ及び団体交渉などを行う場合、関連する労働組合が規定した規則、規定、細則及び指示に従って、平和的に行わなければならない。
23. 労働組合は、雇用主及び労働者の間で、作業の管理に関する契約、個人的な雇用契約、契約、個人的な雇用契約などを結ぶ際、協力しなければならない。

第6章

基金の設立及び支出

24. 各労働組合は、それぞれの基金を別々に設立する権利がある。
25. 労働組合は：
 - (a) 自らの組合の規則により、労働組合の入会金、労働組合員が得る収入の2%を超えない毎月の会費、労働組合などによって行われた文化及びスポーツ業などからの収入、又は関連



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

する雇用主からの寄付金などを用いて基金を設立する権利がある。

- (b) 連邦政府により提供される補助金に現金が含まれる場合、これを基金に入れなければならない。
 - (c) 資金洗浄法の規則を守らなければならない。
26. 基本労働組合は、労働組合員が得る収入の 2%を超えない毎月の会費を、地域労働機関、管区又は州の労働機関、労働連盟及びミャンマー労働連盟などに、関連する労働連盟が定めるところにより配分しなければならない。
27. 労働組合の基金は、規則に定められる福祉、教育、健全、文化、スポーツ、技能研修及びこれらのために行う労働組合の総会において、多数の委員が認定する事柄にのみ支出しなければならない。
28. 関連する実行委員は、自らの組織の基金につき、国内にある銀行で口座を開設しなければならない。

第 7 章

雇用主の義務

29. 雇用主は、自社の労働組合を労働者の代理組合として、承認しなければならない。
30. 雇用主は、関連する実行委員会の認定である義務を有する労働者に対して、彼らが別途同意する場合でない限り、この義務を果たすために、1 ヶ月に 2 日間のみ許可しなければならない。この期間、労働者が従来の仕事上の義務を果たすものと扱わなければならない。
31. 雇用主は、労働組合が、雇用主の労働者の利害のために助けを求めた場合、可能な限り援助しなければならない。但し、雇用主は、通貨又は他の方法を用いて、雇用主が支配又は管理することにより、労働組合を構成し、又は事業を行う目的で行動してはならない。

第 8 章

主任登記係の義務及び権力

32. 主任登記係の義務及び権利は下記のとおりである。
- (a) 郡区登記係の義務及び権利を決定すること。
 - (b) 労働組合の登記申請に対し、郡区登記係の提案を決定すること。
 - (c) 労働組合の登記申請があった場合、提案を受け取った日から 30 日間以内に登記の可否につき決定すること。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (d) 詐欺又は錯誤により労働組合の登記がなされた場合、又は労働組合としてではなく他の行動目的のため登記がなされた場合、ある労働組合の登記を抹消するため訴訟をするよう、関連する郡区登記係に指示をすること。
 - (e) 全体の労働組合の少なくとも 10%以上の労働組合で結合している組織などが要求する場合、ミャンマー労働連盟及び労働連盟の年次決算を検査すること、及び各レベルの労働組合の年次決算を検査すること。
 - (f) 労働組合の間で結合すること、又は結合した労働組合からの脱退申請に対して、郡区登記係の提案を決定すること。
 - (g) 労働組合としての登記を第 33 条に定める条件により抹消するため、郡区登記係の提案を決定すること。
33. 以下のいずれかの事項が生じた場合、主任登記係は労働組合を登記から抹消することができる。
- (a) 労働組合としての登記を抹消するため、関連する実行委員会に提案がなされた場合。
 - (b) 定められた最も少ない労働者の人数、又は労働組合の定められた人数が不足した場合。

第 9 章

主任登記係の判定に関する申し込み

34. 主任登記係の判断である、労働組合としての登記拒否命令、又は労働組合の登記取消命令に対して不服のある者は、現行法により、連邦最高裁判所に申し込むことができる。
35. 主任登記係の判定は、当該判定の日から 90 日まで効力が発生しないものとし、不服のある者が第 34 条により連邦最高裁判所に申し込む場合、この最高裁判所が最終判決するまでに効力が発生しないものとする。

第 10 章

郡区登記係の義務及び権利

36. 郡区登記係の義務及び権利は下記のとおりである。
- (a) 労働組合としての登記申請を定めにより検査し、主任登記係に提案すること。
 - (b) (a)項により検査する際に必要な事項がある場合、関連する労働組合に要求すること、及び要求している間に、登記を停止すること。
 - (c) 労働組合の登記申請における主任登記係の判断について、関連する労働組合に連絡すること。
 - (d) 主任登記係から登記の許可を得た労働組合に対して、登記証明書を与えること。
 - (e) 関連する労働組合の年次委員の人数一覧及び年次計算等を受け取り保管すること。
 - (f) 労働組合と結合し、又は脱退する申請について、定めにより検査し、主任登記係に提



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

出すること。

- (g) (f)項により提出にかかる主任登記係の判定を、関連する労働組合に連絡すること。
- (h) 労働組合の登記を、第 33 条のいずれかの規定により抹消するため、主任登記係に提出すること。
- (i) この法律第 32 条(d)項により、主任登記係の指示により、労働組合として登記から抹消するため、関連する判決をする権利を有する裁判所に提訴すること。
- (j) 主任登記係は、この時により与えられた義務を果たすこと。

第 11 章

ロックアウト及びストライキ

- 37. 公益事業又は公益事業でないサービスについて、ロックアウトする希望を有する雇用主は、日にち及び期間を定められた条件に従って、関連する労働者、関連する地域労働組合、又は関連する調停委員会に、ロックアウトする日から 14 日前に連絡し、関連する調停委員会の許可を得た上、ロックアウトすることができる。
- 38. 公益事業でストライキを希望する労働組合は、多数の労働組合員の要望により
 - (a) 関連する労働組合の指示で、ストライキする日、場所、参加する人数、方法、及びストライキを行う期間を記載し、規定により関連する雇用主及び関連する調停委員会に、ストライキを行う日の少なくとも 14 日前に連絡しなければならない。
 - (b) 労働者のストライキに関する権利に影響を与えず、国民の基礎構造を満たすために必要な最も少ないサービスの数を、紛争前に調整して定めなければならない。これらを実行する際、雇用主と労働組合は、職場で継続して勤務する労働者数、及び地位の種類につき合意を得なければならない。合意を得ない場合、最も少ないサービスの数を判決する権利がある裁判所において定めなければならない。
- 39. 多数の労働組合員の要望により、公益事業を含まないサービスでストライキをする旨希望する労働組合は、関連する労働連盟の許可で、ストライキを行う日、場所、参加する人数、方法、及び期間を記述して、規定により関連する雇用主、及び関連する調停委員会に、ストライキする日の少なくとも 3 日前に、前もって連絡しなければならない。
- 40.
 - (a) 関連する調停委員会は、関連する雇用主に、ロックアウトを希望する雇用主の提案について、許可するか否かを早急に通知しなければならない。
 - (b) 関連する労働連盟は、労働組合に、労働組合がなしたストライキの提案について、許可するか否かを早急に通知しなければならない。
- 41. ロックアウト又はストライキが下記のいずれかに含まれる場合、違法なロックアウト又はスト



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

ライキとなる。

- (a) サービス停止により、全ての国民の生命、健康及び安全に脅威を与える以下の生活上不可欠なサービス
 - (i) 水提供サービス
 - (ii) 電力提供サービス
 - (iii) 消防サービス
 - (iv) 健康サービス
 - (v) 通信サービス

説明：生活上不可欠でないサービスは、ストライキがある期間を超えることにより、紛争の過程において、回復できない又は職業上の利害関係と調和をとることができない程度に損害を与えた場合、生活上不可欠なサービスとなる可能性がある。

- (b) 労働組合が関連する労働連盟の許可を得ずにストライキすること。
- (c) ロックアウト及びストライキに際して、この法規に基づき事前に連絡することを怠ること。
- (d) 賃金、給料、福祉、労働時間、又は他の労働者の利害に関する事項に関連がないこと。
- (e) ストライキが事前に許可を得た日、場所、期間、参加する人数、方法と合わないこと。

42. 違法なロックアウト又は違法なストライキは、現行法により禁じることができる。

第 12 章

禁制

43. いかなる雇用主も、関連する調停委員会の許可を得ずに、公益事業、又は公益事業に含まれないサービスをロックアウトすることを禁止する。

44. いかなる雇用主も：

- (a) 貿易紛争解決がなされていない間、この紛争のためロックアウトしてはならず、
- (b) 第 41 条 (a) 項及び (c) 項に含まれる規定と関わる違法なロックアウトをしてはならず、
- (c) 第 41 条 (a) 項及び (c) 項に含まれる規定と関わる違法なロックアウトを拒否する労働者を解雇してはならず、
- (d) この法律に従い、労働組合の活動を行うためある労働組合員として参加すること又はストライキに参加することをもって、その労働者を解雇してはならない。

45. いかなる労働者も、関連する雇用主、又は関連する調停委員会に対して事前連絡なしに、第 38 条の規定によらずして、公益事業におけるストライキをしてはならない。

46. いかなる労働者も、関連する雇用主、又は関連する調停委員会に対して事前連絡なしに、第 39



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

条の規定によらずして、公益事業を含まないサービスにおけるストライキをしてはならない。

47. いかなる労働者も：
 - (a) 貿易紛争解決がなされていない間、この紛争のためストライキしてはならず、
 - (b) 第 41 条の規定と関わる、違法なストライキをしてはならない。

48. 労働組合の基金は、これらの規約及び規則で定められる社会福祉、教育、健康、文化、スポーツ、技能研修などの目的以外に使用してはならない。これらは、労働組合の総会において、成員の多数によって、かかる目的を有するものとして可決されたものである。

49. 何人も、労働者に対して、労働組合に参加するよう、又は参加しないよう、強制、脅迫、不当な影響を与え、又は不法に誘惑してはならない。

50. 何人も、
 - (a) 労働委員会に対し、この法律の義務及び権利を実行する際に、干渉又は妨害してはならず
 - (b) 労働事案について、病院、学校、宗教関連施設、駅、空港、バスターミナル、港湾又は外交使節団及び軍隊又は警察設備から 500 ヤード以内においてストライキをしてはならない。

第 13 章

罰則

51. いかなる雇用主も、第 43 条及び第 44 条に定める禁止条項に違反する場合、100,000 チャットを超えない罰金若しくは 1 年を超えない禁固とし、又はこれを併科する。

52. いかなる労働者も、第 45 条、第 46 条及び第 47 条に定める禁止条項に違反する場合、30,000 チャットを超えない罰金を科する。

53. 何人も、第 48 条に定める禁止条項に違反する場合、1 年を超えない禁固若しくは罰金とし、又はこれを併科する。

54. 何人も、第 49 条及び第 50 条、(a) 項に定める禁止条項に違反する場合、100,000 チャットを超えない罰金若しくは 1 年を超えない禁固とし、又はこれを併科する。

55. 第 50 条、(b) 項に定める禁止条項に違反し、人に暴行を加え、物に損害を与え、又は他の権利を犯す場合などは、関連する法律により処罰する。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

第14章 雑則

56. 連邦政府は、労働組合に適切な援助を提供することができる。しかし、労働組合の権利が法により自主的に実行できるよう配慮するものとする。
57. この法規の実施に際し、労働省は必要とされる基準、規定及び細則などを連邦政府の同意により公布し、又は必要とされる通知、命令、指示及び手続きなどを公布することができる。
58. The Trade Unions Act, 1926はこの法律により廃止される。

Sd/ ティン・セイン
大統領
ミャンマー連邦共和国

【仮訳】 キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社,
(担当) Shwe Witt Yee, Thu Zar Mon